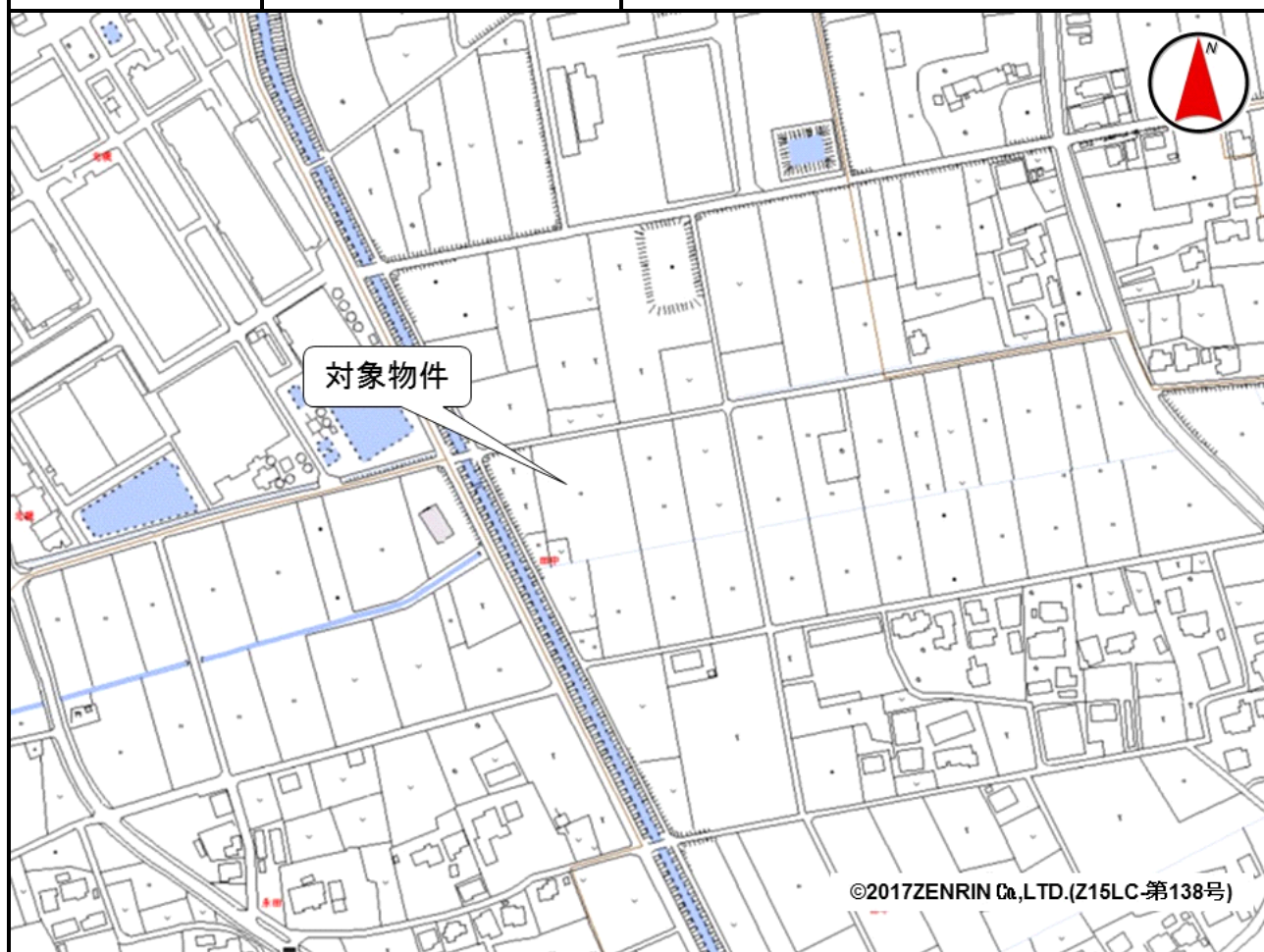


売却区分番号	882-2		
見積価額	¥500,000	公売保証金	要しない
財産の表示	1 所在 埼玉県深谷市田中宇原久保 地番 1916番 地目 田 地積 1,372平方メートル 以上登記簿による表示		
公法上の規制	市街化調整区域 農業振興地域 農用地区域		
接道状況	北側 幅員約7.8メートル 舗装市道 約0.5メートル低位接面 (幅約0.3メートルの水路を介して)		
地盤・地勢	平坦		
使用状況等	第三者が、東側の件外土地と一体で耕作しています。 契約書の作成及び金銭の授受等はありません。		
管理状況等	—		
特記事項	1 買受人の資格その他の要件 農地につき「買受適格証明書」の提出が必要です。 2 荒川中部土地改良区から毎年賦課金が課されます。 未納賦課金はありません(平成31年2月1日現在)。 賦課金の未納が発生した場合は、買受人に承継されます。 詳細は、荒川中部土地改良区(電話048-571-0598)にお問い合わせください。		
住居表示等	埼玉県深谷市田中宇原久保1916番		
最寄駅等	秩父鉄道 永田駅 北東方約0.8キロメートル		
その他事項	公売財産の売却決定は、最高価申込者に係る入札価額をもって行います。		
留意事項	公売は現況有姿により行うものであるため、次の一般的事項を十分ご理解の上、公売へご参加ください。 <ol style="list-style-type: none"> 公売財産の面積等は公簿上によるものです。あらかじめその現況及び関係公簿等を確認してください。 公売財産に隠れた瑕疵(かし)があっても、執行機関(国)は、担保責任を負いません。 執行機関(国)は、公売財産の引渡しの義務を負わないため、使用者又は占有者に対して明渡しを求める場合や不動産内にある動産の処理などはすべて買受人の責任において行うこととなります。 土地の境界については隣接地所有者と、接面道路(私道)の利用については道路所有者とそれぞれ協議してください。 土壤汚染やアスベストなどに関する専門的な調査は行っていません。 		

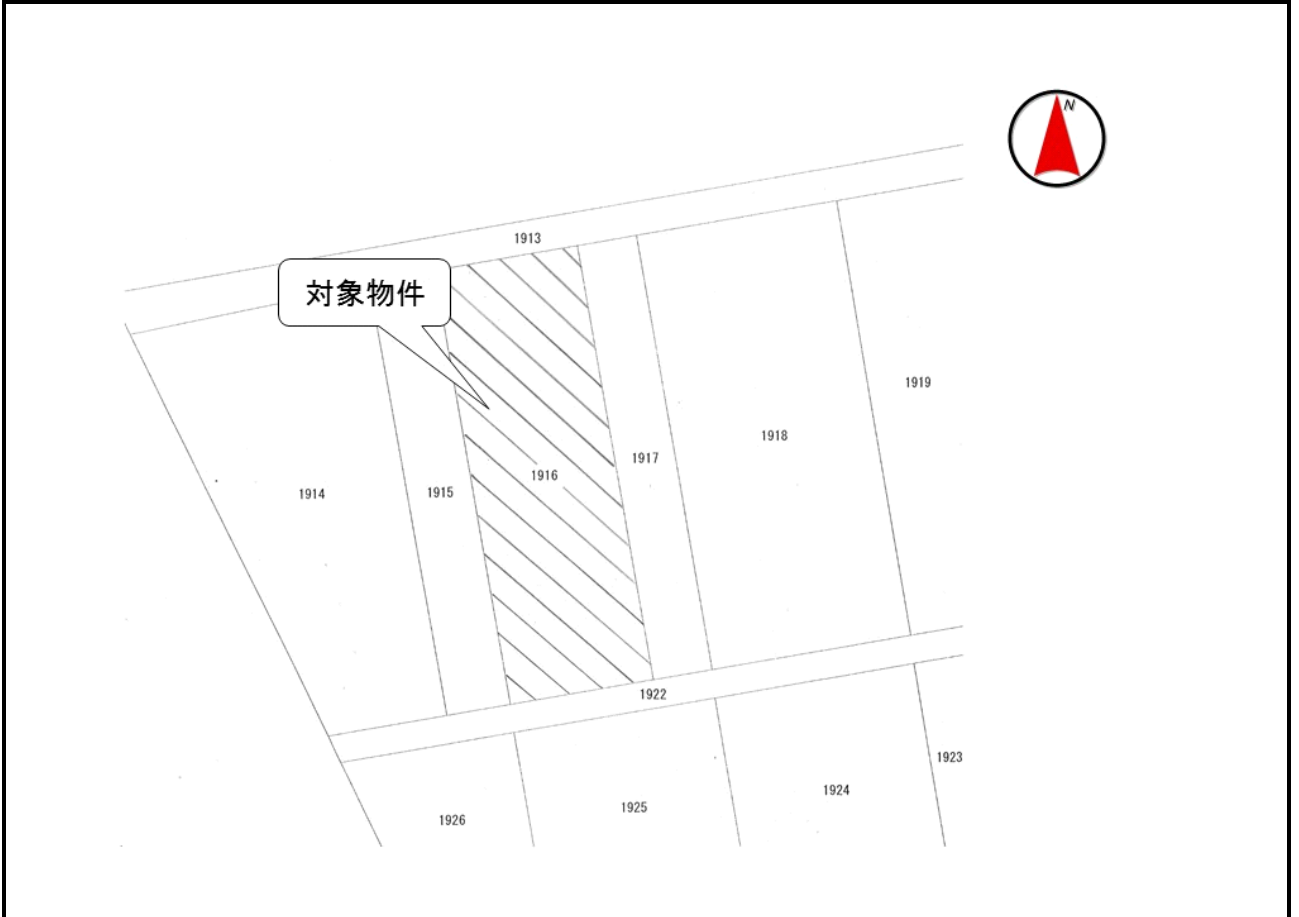
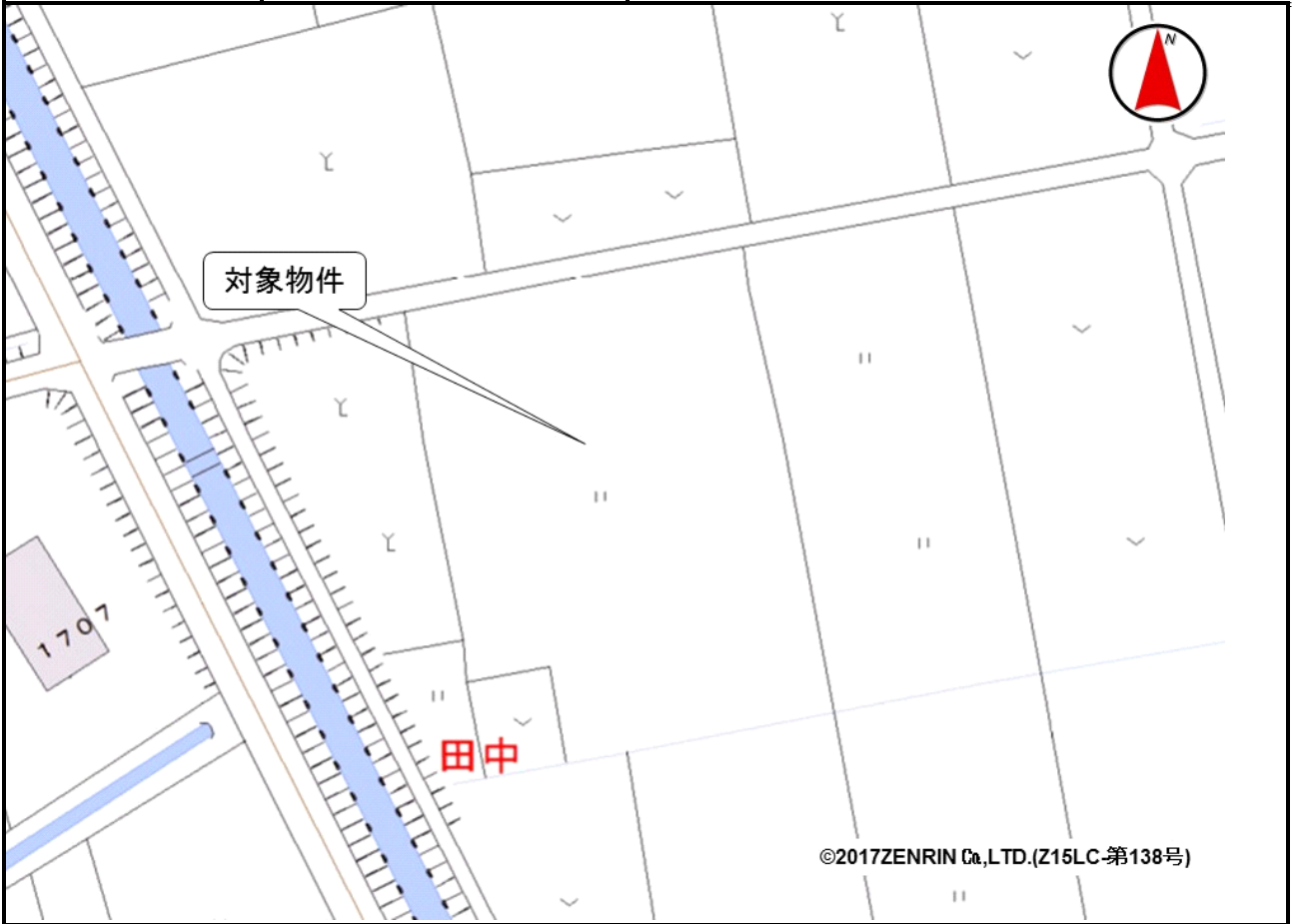
売却区分番号

882-2



売却区分番号

882-2



売却区分番号

882-2

